

平成 26年 1月 7日 (火)
 照会先：保健福祉部保健予防課
 健康危機管理対策室
 担当者：室長補佐（総括）
 柴田 隆之

インフルエンザ流行情報（第2報）

●インフルエンザ流行情報

本県における平成25年第52週(12月23日～12月29日)のインフルエンザ流行指数は1.10(51週は1.04)です。

保健所管内別では、つくば保健所管内が2.00で、その他7つの保健所管内でも1.00以上となっています。

県民の皆様に対し「手洗い・うがいの励行」「咳エチケットの実践」等インフルエンザの予防をお願いいたします。

《各保健所管内のインフルエンザ流行状況》

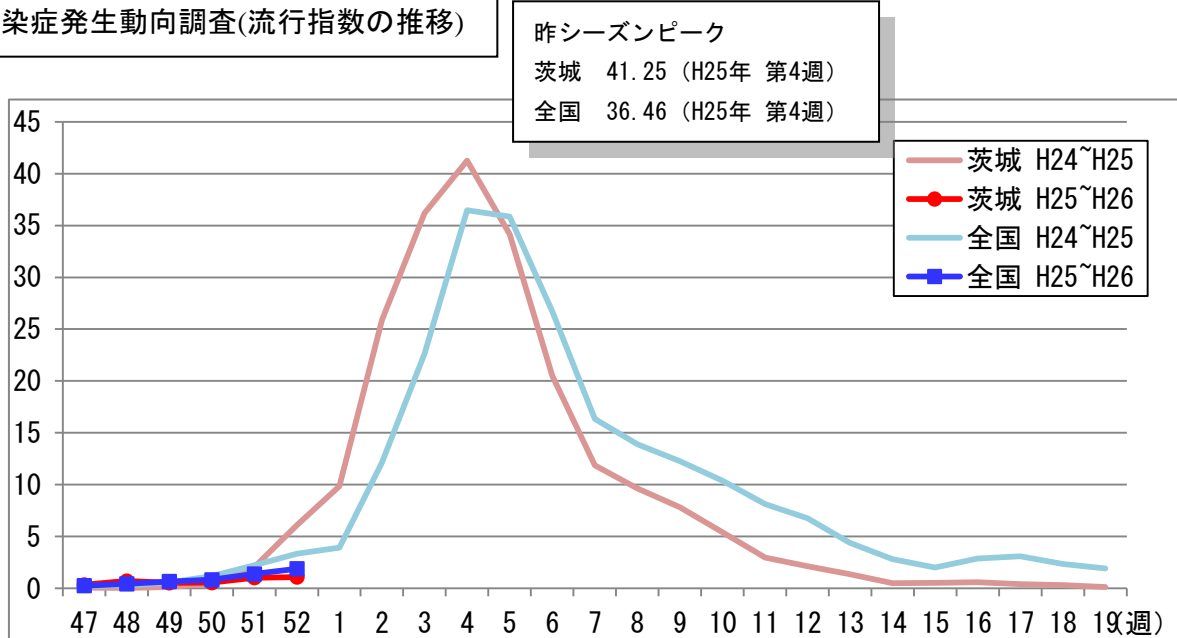
保健所	定点数	調査期間： H25. 12. 23～H25. 12. 29 (第52週)			調査期間： H25. 12. 16～H25. 12. 22 (第51週)		
		患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況	患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況
水戸	17	13	0.76	-	16	0.94	-
ひたちなか	8	8	1.00	-	7	0.88	-
常陸大宮	8	6	0.75	-	3	0.38	-
日立	11	10	0.91	-	11	1.00	-
鉾田	5	5	1.00	-	10	2.00	-
潮来	8	12	1.50	-	2	0.25	-
竜ヶ崎	14	20	1.43	-	14	1.00	-
土浦	13	13	1.00	-	19	1.46	-
つくば	10	20	2.00	-	16	1.60	-
筑西	10	2	0.20	-	0	0.00	-
常総	8	9	1.13	-	17	2.13	-
古河	8	14	1.75	-	10	1.25	-
県全体	120	132	1.10	-	125	1.04	-

※1 インフルエンザ流行指数は1定点あたり1週間の平均患者数

$$\text{インフルエンザ流行指数} = \frac{\text{インフルエンザ定点において1週間の間にインフルエンザと診断した患者数}}{\text{インフルエンザ定点数}}$$

・インフルエンザ定点数は県内に120医療機関

感染症発生動向調査(流行指数の推移)



インフルエンザの流行に関する警報・注意報について

- ① 流行指数が**基準値(注意報:10 警報:30)**を超えた保健所区域には「地域注意報」又は「地域警報」を発令します。また、県全体において流行指数が基準値を超えた場合には、「県全域注意報」又は「県全域警報」を発令します。
- ② **注意報**：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があること、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。
警報：大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。
なお、警報の解除は終息基準値(10)を下回ったときになります。

《備考》

インフルエンザの予防について

～ひろげるなインフルエンザ！ひろげよう咳エチケット！～

◆ インフルエンザにかからない、うつさないための対策



☆帰宅時の手洗い、うがい
手やのどにウイルスがついたままにしないことが大切です

☆咳エチケット
咳やくしゃみをする時は鼻や口をおさえましょう
マスクをしましょう



☆予防接種

◆ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。
- ・ 水分を十分に補給しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから3~7日間はウイルスを排出すると言われていますので、その間は外出を控えましょう。